

重要事項説明書

(居宅介護支援事業所)

医療法人 扶恵会
釧路中央病院 ケアプランセンター

令和7年4月1日改訂

指定居宅介護支援 重要事項説明書

指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 事業者の概要

名称 法人種別	医療法人 扶恵会 釧路中央病院
代表者氏名	理事長 白潟 智一
所在地 電話番号	釧路市幸町9丁目3番地 0154-31-2111

2 事業所の概要

(1) 事業所及び提供サービスの種類と地域、相談窓口

事業所名称	医療法人 扶恵会 釧路中央病院 ケアプランセンター
介護保険指定 事業所番号	0174142471
事業所所在地	釧路市幸町9丁目3番地
サービス種類	居宅介護支援事業所
連絡先	0154-64-7624
相談担当名	介護事業部部長 栗野 義幸

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法の趣旨に従い、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ居宅サービスの提供確保されるよう居宅サービス事業者、関連機関との連絡調整を行います。
運営の方針	① 介護サービス・支援計画に基づいて、個々の解決すべき課題、心身の状況やそのものが有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努め、その解決方法や手段を利用者の立場にたって提供し利用者の「自己決定」により判断することができるようすることを基本とする。 ② 地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、他介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。 ③ 利用者に提供される指定居宅サービス等の特定の種類、また居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立な立場で業務に努めものとする。

(3) 提供地域

実施地域	釧路市（橋北・鉄北・橋南・春採・愛国地区） 釧路町（セチリ太地区）
------	--------------------------------------

(4) 事業所窓口営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、国民の休日及び年末年始は除く
営業時間	8：30～17：15

(5) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日～金曜日 但し、国民の休日及び年末年始は除く
営業時間	8：30～17：15

3 事業所の職員体制

(1) 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1		1	1	居宅サービス 計画の作成
介護支援専門員	1		1		居宅サービス 計画の作成

4 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービス内容について

①居宅サービス計画作成

- ・利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報収集、解決すべき課題を把握します。
- ・当該地域における指定居宅サービス事業所に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、サービスの選択を求めます。その際に、複数の事業所の紹介を求める事が出来ます。
- ・提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供される上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。また、居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた理由について説明を求める事が可能です。
- ・居宅サービス計画原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料などについて利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受け交付します。また、居宅サービス計画に位置付けた指定サービスの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙1にて説明致します。
- ・その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

②居宅サービス計画作成後の経過観察・再評価

- ・毎月自宅を訪問、利用者及びその家族と面談計画実施状況の把握に努めます。

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の状態の変化などに応じて、居宅サービス計画変更の支援、要介護要介護区分変更申請の支援など必要な支援を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、サービス担当者会議を開催の上、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 居宅介護支援費

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

※但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。

① 居宅支援費 (I)

介護支援専門員取り扱い件数 45 件未満の場合 (居宅支援費 i)	
要介護 1・2 1086 単位/月	要介護 3・4・5 1411 単位/月
介護支援専門員取り扱い件数 45 件以上 60 件未満の場合 (居宅支援費 ii)	
要介護 1・2 544 単位/月	要介護 3・4・5 704 単位/月
介護支援専門員取り扱い件数 60 件未満の場合 (居宅支援費 iii)	
要介護 1・2 326 単位/月	要介護 3・4・5 4122 単位/月

※介護支援専門員一人あたりの標準担当件数は 44 件とする。

②居宅支援費 (II)

※居宅支援費 (II) は一定の情報通信機器 (人工知能関連技術を活用したものを含む) の活用または事務職員の配置を行っている場合に算定できます。

介護支援専門員取り扱い件数 50 件未満の場合 (居宅支援費 i)	
要介護 1・2 1086 単位/月	要介護 3・4・5 1411 単位/月
介護支援専門員取り扱い件数 50 件以上 60 件未満の場合 (居宅支援費 ii)	
要介護 1・2 527 単位/月	要介護 3・4・5 683 単位/月
介護支援専門員取り扱い件数 60 件未満の場合 (居宅支援費 iii)	
要介護 1・2 316 単位/月	要介護 3・4・5 410 単位/月

※介護支援専門員一人あたりの標準担当件数は 49 件とする。

(3) 各種、加算について

特定事業所加算	イ)特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位/月	
	ロ)特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位/月	
	ハ)特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位/月	
	ニ)特定事業所加算(A)	114 単位/月	
初回加算	・初回時	300 単位/月	
	・要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた時	300 単位/月	
退院・退所加算	退院・退所加算	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
	連携1回	450 単位	600 単位
	連携2回	600 単位	750 単位
	連携3回	×	900 単位
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位/月	
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位/月	
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位/月	
特定事業所医療介護連携加算		125 単位/月	
緊急時カンファレンス加算		200 単位/月 (月2回限度)	
通院時情報連携加算		50 単位/月	

※【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

(運営基準減算)

- ・指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合
上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)

(特定事業所集中減算)

- ・居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中度が、正当な理由なく80%を超える場合

(業務継続計画未策定減算)

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、非常時体制での早期業務再開を図るための、計画を策定していない場合
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

(高齢者虐待防止措置未実施減算)

- ・虐待防止のための指針を整備し、担当責任者を置き、防止のための対策委員会を定期的開催、その結果について周知徹底を図ること
- ・虐待防止のための研修を定期的実施すること
上記措置が講じられていない場合

5 担当する介護支援専門員についてサービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることかできます。

下記の相談窓口までご相談下さい。

相談担当者氏名	介護事業部部長 栗野 義幸
連絡先	医療法人扶恵会 釧路中央病院内 (代表電話) 0154 - 31 - 2111 (FAX) 0154-22-0367
受付日及び 受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 但し、国民の休日及び年末年始は除く

※担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重し調整を行います。が、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを、あらかじめご了承下さい。

(3) 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例

利用者が要介護認定申請後、結果が出るまでの間、利用者自身の希望もしくは早急にサービスが必要と判断された場合、介護保険による適切な介護サービスの提供を暫定的な居宅サービス計画書の作成によりサービスを利用することができます。

① 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- ・自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅サービスに関する利用料金は、原則的に全額利用者ご負担となります。
- ・要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付とならないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

6 サービス提供するにあたって

- ① 利用者に提供した居宅介護支援について経過記録を作成し、その完結の日から2年間保管します。またご利用者及び代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、またその利用者から申し出があった場合には、利用者に対し直近の居宅サービス計画書及び実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業所、介護支援専門員は居宅支援を提供する上で知り得た利用者、及びその家族などに関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。また、

当事業所の従業員でなくなった場合についても同様に守秘義務を遵守します。

- ④ 利用者が様々な理由により入院に至った場合には、入院先の医療機関に担当ケアマネジャーの氏名等を伝えていただくことが義務付けられています。
- ⑤ サービス提供事業者等から利用者に関わる情報提供を受けた場合、服薬状況、口腔機能などケアマネジャーが把握した情報を主治医、歯科医、薬剤師に情報提供することが義務付けられています。
- ⑥ 医療系介護サービスを利用する場合は、主治医の意見を求めると共に主治医に居宅サービス計画書を交付することが義務付けられています。
- ⑦ 訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合には訪問回数が基準を超える場合、保険者に居宅サービス計画の届け出を行います。

7 契約の終了について

契約の有効期間は、締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は同条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、以下のような事項に該当するに至った場合は、当事業所との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ③ 事業所が解散、もしくはやむを得ない事由により閉鎖した場合
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、また指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者から解約または契約解除の申し入れがあった場合。また、事業所が契約解除を申し出た場合。

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。

その場合は、契約終了を希望する7日前までにお申し出ください。

ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除することができます。

- ・事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく、本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合。
- ・事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合。
- ・事業者もしくは介護支援専門員が、介護保険法を遵守しなかった場合。
- ・事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により、利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事項が認められる場合。

(2) 事業所からの契約解除の申し出

- ・利用者が契約締結時に現状の心身の状況等重要事項について故意に告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさ

せた場合。

- ・利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業員、もしくは他者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ・利用者が契約期間内に継続して6ヶ月以上のサービス利用がなく、近くに利用再開及び開始の予定がない場合

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合、また緊急性を要する心身状況に著しい変化が見られた場合は、速やかに救急搬送もしくは主治医への連絡を行う等の措置を行います。

9 事故発生時の対応について

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、事故発生時の対応マニュアルに基づき必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際しての記録、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

10 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

11 事業所が加入している損害賠償保険

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	病院施設賠償責任保険

12 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 成年後見制度の利用を支援します。
- ② 苦情体制を整備しています。
- ③ サービス提供中に、当該事業所従業員又は介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

13 苦情の受付について

苦情があった場合は、担当介護支援専門員または相談担当までお申し出ください。直ちに事情を確認します。そのうえで内容を精査し、必要に応じて会議を開催し、速やかに対応方法を含めた結果報告、関係者への連絡調整を行います。その際、苦情に対する内容、経過、対応の記録を保管し再発防止に活用します。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業

所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

相談担当者氏名	介護事業部部長 栗野 義幸
連絡先	医療法人扶恵会 釧路中央病院内 (代表電話) 0154 - 31 - 2111 (FAX) 0154-22-0367
受付日及び 受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 但し、国民の休日及び年末年始は除く

【行政機関その他苦情受付機関】

釧路市役所福祉部 介護高齢課 介護保険担当	釧路市黒金町7丁目5番地 電話番号 0154-31-4598/FAX 番号 0154-32-2003 月曜～金曜日 8:50～17:20 (土日及び国民の祝日は休み)
釧路町保健福祉 センター あいぱーる	釧路郡釧路町東陽大通西1-1-1 電話番号 0154-40-5210/FAX 番号 0154-40-5240 月曜～金曜日 8:45～17:15 (土日及び国民の祝日は休み)
北海道 国民健康保険団体 連合会	札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号(代)011-231-5161/FAX 番号(代)011-231-5178 月曜～金曜日 9:00～17:00(土日及び国民の祝日は休み)

令和 年 月 日

事業者

所在地 北海道釧路市幸町9丁目3番地
法人名 医療法人 扶恵会 釧路中央病院
代表者名 理事長 白潟 智一

説明者名

事業者名 釧路中央病院ケアプランセンター
介護支援専門員 山崎 由加里

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの利用開始に同意しました。

利用者

住 所

利用者氏名

署名代行人

住 所

氏 名

(本人との続柄)

上記の事実を証するため、本確約書を2通作成し、利用者(又は契約代理人)と事業者が、各1通を保有するものとします。

別紙1

- ・当事業所が前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合は次の通りになります。

期間	2024年9月 ～ 2025年2月
訪問介護	49%
通所介護	25%
地域密着型通所介護	7%
福祉用具貸与	66%

- ・当事業所が前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合は次の通りとなります。

◎提供率上位3サービス事業所

期間	2024年9月 ～ 2025年2月					
訪問介護	A事業所	23%	B事業所	20%	C事業所	10%
通所介護	D事業所	21%	E事業所	18%	F事業所	14%
地域密着型通所介護	G事業所	32%	H事業所	24%	I事業所	24%
福祉用具貸与	J事業所	25%	K事業所	24%	L事業所	23%